

第 6 回

山口県央部1市4町 合併協議会 会議録

(平成17年8月25日)

山口県央部 1 市 4 町合併協議会

第6回 山口県央部1市4町合併協議会 会議録

○日 時 平成17年8月25日(木曜日) 午後2時00分～午後3時30分

○場 所 小郡町公民館 3階講堂

○議 事

(報告事項)

報告第20号 山口県央部1市4町合併協議会委員の欠員について

報告第21号 平成17年度山口県央部1市4町合併協議会予算流用及び予備費充用
報告について

報告第22号 事務事業の一元化について

報告第23号 即時施行及び暫定施行の条例について

報告第24号 行政組織及び機構について

報告第25号 新市における公共施設の名称について

報告第26号 山口県央部1市4町合併協議会の廃止について

報告第27号 山口市長職務執行者について

(その他)

○出席者(会長、副会長含む)(47名)

会 長 合 志 栄 一

副 会 長 飯 田 宏 史 岩 城 精 二 藤 生 通 陽 伊 藤 青 波

委 員 篠 原 宣 行 緒 方 甫 岡 村 久 寿 男 三 戸 基 文

武 田 寿 生 河 村 秀 夫 三 好 溥 眞 武 永 輝 男

吉 松 米 雄 梶 本 孟 生 重 田 勝 利 山 本 武 義

山 田 好 男 井 上 一 雄 氏 永 東 光 澤 田 正 之

原 田 欣 知 本 永 勝 昭 中 川 啓 三 山 本 繁 正

中 野 勉 岡 部 達 矢 山 口 富 美 子 國 安 克 行

塩 見 侃 三 重 田 強 子 石 田 光 一 郎 渡 邊 公 智

松 本 悟 朗 牧 徹 福 江 香 代 子 林 國 雄

高 野 義 一 村 田 康 子 江 本 芳 子 藤 田 義 正

下 田 與 志 雄 藤 井 喜 與 子 千 々 松 正 直 宮 崎 正 人

萬 屋 卓 治 棟 久 和 佳

[午後2時00分 開会]

【山本事務局長】

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第6回山口県中部1市4町合併協議会を開催いたします。

本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。本日の会議でございますが、小郡町の澤田委員さんが少し遅れてご出席なさるというご連絡をいただいております。協議会規約第10条第1項で定めております、会議の成立要件を満たしておりますので、本会議は成立しておりますことを、報告いたします。

それでは最初に、本協議会の会長であります、合志栄一山口市長にご挨拶をお願いいたします。

【合志会長】

こんにちは。本日は小郡町で第6回山口県中部1市4町合併協議会を開催することにいたしましたところ、委員の皆様には何かと御多用な中、ご参集賜りまして誠にありがとうございます。10月1日の合併実現まで1か月余りとなりました。本日のこの合併協議会をもちまして、山口県中部1市4町合併協議会は最後の開催となる予定でございます。

これまでの道程を少し振り返って見ますと、平成12年に「県中部吉佐地域都市形成研究会」が設置され、中核都市の形成について協議が始まり、その後、行政、議会、民間による「県中核都市建設協議会」、さらには首長、議長による「県中部合併調査研究会」を経て、平成15年3月に2市4町の「山口県中部合併協議会」が設置されたわけでございます。

「山口県中部合併協議会」は、残念ながら昨年4月に休止ということになりましたが、しかし、皆様の県中核都市への思いは強く、昨年7月にまず山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町の1市3町による合併協議会を立ち上げたところ、徳地町さんからも参加の申し入れがありまして、翌8月に「山口県中部1市4町合併協議会」が設立され、そして平成17年10月1日に合併が実現するというところまでございます。

本日で2市4町から数えまして25回の協議会を開催しております。このように見てまいりますと、県央合併に向けての熱い思いを持って、数多くの協議を重ねて、合併協議会委員の皆様方をはじめ、多くの皆様方のお力添えのもとに、新しい「山口市」誕生というスタートラインが見えるところまで辿り着けたことを、あらためて感慨深く感じているところでございます。

山本周五郎の「ながい坂」という小説のくだりに『一足とびに山の頂上にあがるのも、一步一步しっかり登ってゆくのも、結局は同じこと。むしろ、一步一步登るほうが途中の草木や風物を見ることができし、一步一步を確かめてきたという自信をつかむことができる』とありますが、まさに、そのような心境でございます。

本日の協議会は、報告事項が主でございますが、事務事業の一元化など若干変更せざるを得ないものもあるようでございますので、本日もご審議のほど、よろしく願い申し上げまして、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

【山本事務局長】

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。まず、先週開催通知とともにお送りしたものといたしましてA4一枚紙の「会議次第」とA4冊子の「会議資料」。また別冊といたしまして資料1から資料4までの資料がございます。

それと会議次第には載せておりませんでした、本日、追加の報告事項がございます。「山口市長職務執行者について」を最後に報告第27号として報告させていただきます。そのときの資料といたしまして、委員の皆様方の机の上に『職務執行者に関する協議書』の写しを置いております。

それともう一つ、事務事業一元化調整関連資料の差し替え分といたしまして、A3の一枚紙をお配りしているところでございます。もし、お手元に不備がございましたら、事務局までお申し出いただきたいと思っております。

それでは、協議会規約第10条第2項によりまして、会長が会議の議長となると定められておりますので、会長のほうで議事進行について、よろしく願いいたします。

【合志議長】

それでは、規約によりまして議長として会議の進行をさせていただきます。つきましては、いつものことですが、議事録の作成上、発言をされる前に挙手をされまして、所属市町とお名前を最初に述べていただきますよう、皆様のご協力につきましてよろしく願いいたします。

なお、会議録署名委員を2名とし、会長が指名することになっております。本協議会の署名委員は、2号委員さんからお一人、4号委員さんからお一人とし、順番に指名していくことになっております。今回は徳地町の吉松米雄委員さんと、山口市の山口富美子委員さんにご署名をお願いしたいと思います。

また、本協議会の会議につきましては、原則公開としておりますが、本日の会議も公開としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【合志議長】

それでは、ご異議なしということで、本日の会議は公開とさせていただきます。

それでは、会議次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。会議次第3「報告事項」に入ります。報告第20号「山口県央部1市4町合併協議会委員の欠員」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【杉山総務班長】

それでは説明いたします。会議資料の1ページをお開きください。報告第20号「山口県央部1市4町合併協議会委員の欠員について」でございますが、先月の7月8日付けで、協議会1号委員でございました山口市の渡辺助役さんが辞職されました。よって、本日の協議会においては、欠員となりますことを報告させていただきます。以上です。

【合志議長】

ただ今、説明ありました、報告第20号につきまして、何かご意見ご質問ありますでしょうか。

(質疑なし)

【合志議長】

それでは、続きまして、報告第21号「平成17年度山口県央部1市4町合併協議会予算流用及び予備費充用報告」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【杉山総務班長】

それでは、報告第21号の「平成17年度山口県央部1市4町合併協議会予算流用報告及び予備費充用報告」についてご説明申し上げます。会議資料は、2ページと3ページになりますが、3ページの資料でご説明申し上げます。

山口県央部1市4町合併協議会の規定によりまして、「歳出予算の流用した場合は、直近の協議会の会議に報告しなくてはならない。」となっておりますので、本日ご報告いたします。まず1款、総務費、1項、総務管理費、1目、会議運営費でございますが、これは、報酬、旅費、委託料がそれぞれ増額になっております。これは報酬審議会が、1回開催が増えたため、それに伴って、委員報酬、費用弁償、会議録のテープおこしの費用がそれぞれ不足したためでございます。これは事業推進費のほうから流用させていただきました。

次に2目、事務局運営費でございます。まず賃金についてでございますが、これは臨時職員の勤務日数の減により、30万3千円減額させていただきました。次に、需用費でございますが、需用費は光熱水費の増加に加えまして、コピー用紙がかなり枚数が多くなっております。それに伴って、39万8千

円増額させていただきました。役務費でございますが、これは事務所の引越しの経費を、9万4千円ほど増額させていただきました。使用料及び賃借料でございますが、先ほど需用費でも申しましたが、コピー枚数がかかなり増えたために、コピー機のリース料が高額になっておりました。それに伴って、6万4千5百円の増額をさせていただきました。備品購入につきましては、不執行にしております。次に、事務局運営費の不足分につきましては、財源につきましては、予備費を充用させていただきました。それと もっと足りない部分は、事業推進費から流用させていただいております。

次に、事業費、事業推進費、1目、事業推進費でございます。まず、需用費でございますが、これは協議会だよりの入札による差額で、9万3千2百円減額いたしました。役務費でございますが、今、横断幕・懸垂幕を、新市誕生に伴って付けておりますが、これが台風のときには取り外す必要があるということで、その手数料を役務費のほうで増額させていただいております。それを需用費のほうから2万1千6百円ほど流用させていただきました。

委託料についてでございますが、合併啓発事業委託料といたしまして、以前予算を組んでいたところでございますが、合併記念事業補助金として負担金補助及び交付金のほうに組み替えることとしたために、委託料から1万4千9百円減額させていただきました。負担金補助及び交付金のほうに委託料の減額分と需用費の不用額を加算いたしまして、1万8千0百円ほど予算を組ませていただきました。この合併記念事業でございますが、今、新「山口市」誕生記念事業実行委員会から記念事業のご提案をいただいております。山口商工会議所が中心となりまして、圏域内の商工会等で構成されている実行委員会でございますが、内容といたしましては、「新山口市誕生記念物産フェア」、「ペナント・ポスターの作成」、「山口名物料理推進」、「山口市民テーマソングの作成・発表」といった事業でございます。今、こちらのほうを補助の対象として考えております。

最後でございますが、予備費につきましては、先ほど申しましたように、事務局運営費のほうに充用させていただきました。以上でございます。

【合志議長】

ただ今、説明がありました、報告第21号「平成17年度山口県央部1市4町合併協議会予算流用及び予備費充用報告」について、ご意見ご質問があればお願いいたします。

(質疑なし)

【合志議長】

なし、ということでございますので、それでは続きまして、報告第22号「事務事業の一元化」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【山根計画調整課長】

ご説明する前に、先般送付いたしました資料に訂正がございます。恐れ入りますが、お手元に用意しております訂正用の資料により、訂正のほうよろしくをお願いいたします。

それでは「事務事業の一元化調整」についてご説明申し上げます。ご承知のとおり、合併協議会におきましては42の協定項目、そして307の事務事業につきましてご協議をいただき、昨年11月の第3回の協議会におきまして、すべての事務事業が確認され、合併後の事務事業の基本的な方向性を見出しいただいたところでございます。この確認事項を踏まえまして、10月1日の合併に向けて、具体的な事務事業の一元化を昨年11月から着手してまいりましたが、この具体的調整にあたりまして、特に住民サービスに関係のあるものと、この調整に伴いまして変更をせざるを得ないものを、本日はご報告させていただきます。

会議資料の5ページから6ページのほうをご覧ください。一覧表を用意しております。ご承知のとおり、年度途中の合併でございます。一覧表に通し番号を譜っておりますが、ナンバー15、寝具洗濯乾燥消毒サービス、18番のはり・きゅう施術費助成、21番の児童クラブ、22番の保育料、23番の民間保育所への運営費補助、24番の成人健康診査、26番の資源ごみ回収事業報奨金、32番私立幼

稚園助成、35番防犯灯設置等助成の事務事業につきましては、これらについては、年度を通してその事業を完了する性格のあるものでございます。これらの事務事業は、新たな制度等を創設するという事により、この協議会におきまして確認されたところでございますが、前述しましたような事務事業の性格から、合併と同時に新たな制度の施行しがたいため、実施時期が18年の4月に変更を生じたものでございます。

また、16番の生きがい活動支援通所事業、17番の緊急通報体制等整備、25番の廃棄物処理手数料・指定ごみ袋の事務事業につきましては、速やかに調整することで確認されたところでございますが、できるだけ早い新市の一体性の構築が必要であることから、新たな制度として、合併に併せて施行することで調整を図ったところでございます。

次に別冊の資料1、1ページから3ページのほうをご覧ください。こちらには、まず個人住民税に関する具体的な事務調整を図っておりましたが、その中で、更正分の処理を行う上で、その処理件数及びこれを処理する電算システムの運営、あるいは税法の関係から、2期以降の納期の始期を16日に変更が生じたものでございます。また、年度途中の合併であるため、本年度の固定資産税の納期については、現行により施行するものでございます。

次に、資料の8ページから9ページのほうをお開きくださいませ。ここに掲げておりますのは、町村会関連の一部事務組合等の取扱いでございますが、自治会館管理組合については、本年4月以降、県内全ての市町村が加入し、今後も引き続き加入する方向で調整することとなりました。また、市町村職員退職手当組合、消防団員補償等組合、非常勤職員公務災害補償組合、公平委員会につきましては、合併時においては、新市において事務を行うこととしますが、平成18年10月1日に設置予定の複合的一部事務組合へ県内の市町村の動向を踏まえながら、この組合に加入する方向で合併後も調整することで変更が生じたものでございます。

次に、資料の10ページから11ページをお開きくださいませ。こちらには道路占用料について記載しております。合併協議会では、ただし書きを付記し、確認をしていただいたところでございますが、準用しようとする内容が、国・県において、その経過措置を設けないという方針に、国・県が変更になりましたことから、これに倣い変更を生じたものでございます。

次に、資料の14ページ、公営墓地使用料についてでございます。阿知須町の納骨堂の使用について、公の施設を特定の区域民のみに使用させることは、公の施設の持つ法の趣旨に問題があるということから、新市全域で使用可能とするように調整し、使用料につきましては、阿知須町民に経過措置を行うということとしております。

次に資料の45ページと46ページをお開きくださいませ。水道料金の算定・納入についてでございます。この件につきましては、水道料金等については、当分の間現行どおり、随時調整するという事で調整されておりますが、それぞれの、この水道料金の納期の場合、口座振替の処理がバラバラであると非常に複雑になることから、納期については合併と同時に統一するというものでございます。

次に、資料の49ページと50ページのほうをお開きください。図書館の管理運営でございます。合併協議会ではその運営については、統一することを基本方針に調整することで確認されたところでございますが、具体的調整を図る中で貸し出しをする地域エリアや、開館日などがもう既にそれぞれの住民において浸透して、利用要領など突然の変更を避けるべきと、こういう観点から、二重線で囲む調整に変更が生じたものでございます。

次に、資料の51ページのほうをお開きくださいませ。交通災害共済事業でございます。既に本年度を単位とする共済事業は、共済事業が進んでおります。その関係で運営の方針に変更することが不可能であること、また現在加入者数の最も多い山口市においては、全労災委託による運営のため、共済加入のデータ化やこれに伴う調整期間の必要性から、資料に掲載しているとおり18年度についても運営については現行の方式で、18年度は運営し実施していくものでございます。

なお、資料の16ページのほうに、広報誌に関する事業等をはじめ、特に住民サービスに関係した事務事業を中心に、法定協議会の際に利用しました資料の現況調書に、具体的調整結果を二重線で囲んだ

部分に付記したものを提出しておりますので、ご参考にしてください。よろしくお願いいたします。

次に、資料の53ページから55ページの市議会関連についてご報告させていただきます。市議会関連の事務事業の調整にあたっては、議会運営協議会を設置し、具体的調整作業を進めているところでございます。その中で、本日は、市議会会議の開催、委員会の状況、予算・決算の審査についての調整の状況をご報告申し上げます。

議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、7か月の在任特例を採用することで、この本協議会において、確認されたことはご承知のとおりと思っております。この特例期間中の本会議場等の位置につきましては、この資料の53ページ、ここに記載しておりますように、改修費や駐車場、常任委員会の開催に伴う会議室の数など、諸処の事由を考慮し、「ぱ・る・るプラザ山口」に置くことで調整が図られたものでございます。

資料の図面にお示ししていますように、本会議場は4階、常任委員会は3階の会議室に設置することとしております。なお、ケーブルテレビによる本会議の中継でございますが、本会議場となる施設にケーブル配線が未整備などハード面における課題から、在任特例期間中には実施しないことで調整が図られ、特例期間経過後は実施することで調整が図られているところでございます。

次に、資料54ページの委員会の状況でございます。在任特例期間中の委員会は、8委員会とし、特例期間経過後は、4委員会とすることで調整が図られております。また、55ページに掲げております予算・決算の審査についてでございますが、合併前の1市4町における平成17年9月30日までの打ち切り決算につきましては、在任特例期間中に、委員定数を30人とする特別委員会を設置し、これに付託して審査することで調整が図られているところでございます。

事務事業の一元化調整につきましての説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

【合志議長】

それでは、ただ今、説明のありました、報告第22号「事務事業の一元化」について、ご意見ご質問があればお願いいたします。

(質疑なし)

【合志議長】

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告第23号「即時施行及び暫定施行の条例」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【児玉総務課長】

それでは、報告第23号「即時施行及び暫定施行の条例」について、ご報告をいたします。会議資料のほうは7ページでございますが、別冊の資料2のほうを中心に説明をいたしますので別冊の資料2、こちらのほうをご覧いただきたいと思っております。この別冊の資料2でございますが、1ページから6ページまで即時施行する条例、それから7ページに暫定施行する条例について一覧としてお示しをしております。

それと資料2の最後の8ページでございます。参考として、お示しをしております。現在の1市4町の条例につきましては、合併の前日をもってすべて失効することになります。したがって、新市において条例等を制定・施行させるためには、ここにお示しをしておりますような手続きが必要となります。方法は、大きく分けまして、1番の即時施行、2番の暫定施行、3番の逐次施行の三つがございます。

まず、1番の即時施行の条例等でございますが、これは空白が許されず、即時に制定し、施行させる必要があるものでございまして、合併日に市長職務執行者による専決処分を行うものでございます。該当する例規といたしましては、ここの(1)から(4)に掲げております、法令により設置、制定が必要なもの、あるいは新市の組織運営、職員に関するもの、市民の権利・利益保護、権利の制限・義務を

課すもの、公の施設等の設置管理に関するものなどが考えられるところでございます。

次に2の暫定施行につきましては、特例的に新市の条例等が施行されるまでの間、暫定措置としてこれまで、1市4町の一定の地域のみで施行されていた条例を、新市の条例として合併日に職務執行者の告示によって引き続き施行させるものでございます。

それから3番目の逐次施行につきましては、新市長の政策的判断が必要なもの、あるいは議会に提案権があるもの、若しくは緊急性等の関係で専決処分になじまず、逐次、順次、制定施行していくものでございます。

それでこの度お示ししておりますのは、合併日に職務執行者によって施行させる即時施行、空白が許されない即時に施行させる条例でございますが、これは227本。それから暫定施行、従来の1市4町の条例を暫定的に施行させます条例でございますが、これが22本でございます。これにつきましては、分科会等において最終調整が行われているものでございます。

それから、条例の中の個々の規定内容につきましては、詳細部分、最終調整中のものもでございます。これまで協議事項あるいは報告等でお示しをしている内容に基づきまして、現在、最終の詰めを行っております。

それから各条例の個々の説明につきましては、この場で割愛をさせていただきますが、今の資料2の中の、内容という部分の欄に簡単ではございますが、その趣旨等について記載をしておりますので、ご参考までにいただければと思います。

先ほどもご説明をいたしました、この条例等につきましては職務執行者によりまして、合併日に専決あるいは暫定条例につきましては告示を行って施行させることとなります。それから、この専決条例の内容、詳細につきましては、新市になりまして、議会において説明をさせていただくこととなります。

それから暫定施行についての補足説明をさせていただきますが、協議確認事項などによりまして、いずれかの市町にある制度のすべてを、これを暫定的に施行させる方法でございますが、これまでの協議確認事項の中で当分の間、現行どおりの制度とすることとなったもののうち、新市で一つの新たな条例を制定することが困難なものということでご理解をいただきたいと思っております。例えば、水道料金などにつきましては、1市4町の水道料金等の制度につきまして格差がございまして、当面、現行のとおりとなっておりますけれども、水道料金等につきましては、一つの条例におきまして、それぞれの地域ごとの規定を盛り込みまして、これにつきましては1本の条例ということで、まとめるようなかたちの中で施行させる、そういったものもでございます。それから完全に制度が統一できずに、バラバラに各市町の1市4町の条例というかたちの中で暫定施行というかたちのものができてくるものもございまして、ご理解いただきたいと思います。

それから資料としては、条例だけをお示しをしておりますけれども、この他にも規則、それから訓令等あるいは規定等がございます。それらを含めると、現時点での数値でございますが、即時施行のものが608本、条例につきましては、先ほど一覧表で227本、それから一覧表には載せておりませんが、これ以外に規則等で381本ございます。それから暫定的に1市4町の現在の条例等を施行させるものが32本ございます。条例につきましては、7ページに載せておりますけれども22本、それから規則等につきましては10本ございます。それから、逐次施行を予定しているものが45本、条例につきましては10本、それから規則等につきましては35本程度の予定がでございます。

先ほどもちょっと触れましたけれども、現在最終的な内容等の詰めを行っている関係で、まだ多少この辺の変動が出てくる可能性もございます。その辺をご留意いただきまして、現時点での報告とさせていただきます。以上で即時施行及び暫定施行の条例についてのご報告については、以上とさせていただきます。よろしく願いいたします。

【合志議長】

ただ今、説明のありました、報告第23号「即時施行及び暫定施行の条例」について、ご意見ご質問があればお願いいたします。

(質疑なし)

【合志議長】

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告第24号「行政組織及び機構」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【山根計画調整課長】

それでは「行政組織及び機構」についてご説明をさせていただきます。新市における行政組織及び機構の構築に関しましては、前々回の法定協議会において中間報告をさせていただきましたが、人事、財政、企画また総合調整など本庁に集約できる所管課と所管地域の事務を所掌する総合支所に大別して、この総合支所については、1市4町の全ての現役所とし、本庁の各部局機能に対応した課及び分室を設け、併せて現在の支所、出張所を存続させることにより、新市への円滑な移行を図ることとしておるところでございます。

その後、この協議会でのご意見を参考に、事務分掌について詰めを行う中で若干訂正が生じたので、ご報告申し上げます。資料3の1ページ目をお開きくださいませ。中間報告では、本庁の各部に監理室を設置することで報告をいたしましたが、当該室の主な事務は、部間及び本庁と総合支所間の企画・立案・予算編成などの政策管理や総合調整を所掌するものとなることから、この名称を政策管理室と変更するものでございます。

次に、総務部内に行革推進課と明記しております。中間報告におきましては、行政推進課としてご報告を申し上げましたところでございますが、ご承知のとおり、この課は合併後の住民サービスを更に効率的、かつ円滑に提供し得る組織、機構の構築を図ることを目的に、行政改革推進の牽引課として新たに設置するものでございます。そのため、所掌事務の目的を鑑み、また市民から理解し易いと考えられることから、その名称を行革推進課と変更するものでございます。

次に、総合政策部をご覧ください。総合政策部の部内室として、国民文化祭準備室と記載しておりますが、これを国民文化祭推進室に訂正のほうをお願いいたします。よろしく願いいたします。ご承知のとおり2006年に山口県において開催される国民的行事であります国民文化祭を推進することを目的に設置するものでございます。

次に総合支所の山口総合支所内に環境部門というところに、環境施設課と明記しております。この課は中間報告では環境整備課として報告しましたが、ごみの焼却や、し尿の処理をする清掃工場、環境センターの施設管理運営が所掌事務であるため、こちらを環境施設課と名称変更するものでございます。

次に、中間報告におきましては1ページの小郡、秋穂、阿知須、徳地総合支所におきましては、総務課、地域振興課の2課を設置することで報告を申し上げます。この課は、現在の総務、企画、財政担当課の事務を継承することになりますが、現行の当該課が所掌する主な事務である、人事、財政、総合企画、統計、広報、法制執務、また議会等に対する対応については本庁へ集約されることから、この2課が継承しようとする事務が縮小することになります。そのため2課設置で中間報告しましたが、総務課、地域振興課を統合することとし、またこの課が、合併後、総合支所の総括的存在であることを考慮しまして、その名称を総務課とするものでございます。

次に、会議資料の13ページと14ページのほうをお開きくださいませ。ここに掲げておりますとおり、総合支所に付与する権限を、報告事項を書いておりますが、事務分掌を具体化する中で、総合支所長の職務権限についても検討し、支所長については本庁の部長と同等の職務権限とし、本会議においては参与員とすることで調整を終えたところでございます。

なお、前々回の法定協におきまして徳地町の委員さんから、徳地町の産業構造や地域的特性から、経済課とされているが、林務、あるいは耕地に関連する事務を所掌する課を独立した課の設置をすべきであるという意見がございました。そのため、事務分掌の整理、事務事業の一元化調整の中で検討し、本件については、徳地総合支所の経済課内に林務耕地室を設置し、徳地町地域の林務、耕地に関連する事

務を特別に所掌する課内室を設置することとしたところでございます。

次に資料3の2ページのほうをお開きくださいませ。入札検査を所掌する水道局の監理室でございますが、中間報告では本庁舎に設置することで申し上げたところでございますが、この室を総務課に統合し、当該事務を所掌することとしております。

次に消防でございます。消防本部の組織につきましては、現行の消防組合の組織を基本に組織化することとしており、中間報告では、指令課、北消防署を設置することで、報告いたしましたところでございますが、本年4月から通信指令課としてその所掌事務を執行しており、合併後も同名称による担当課で当該事務を遂行することとしております。また、現在北消防署として阿東町域の消防業務を施行しておりますが、合併後においては阿東消防署として現在の執行の同業務を取り扱うこととしております。

次に教育委員会でございますが、本庁内、及び本庁と総合支所間での連絡調整を主な所掌事務とする教育政策監理室を設置することで中間報告をいたしました。事務分掌を詰める中で、当該所掌事務については、教育総務課で十分対応することができるということから、教育政策監理室を教育総務課に統合することとしております。

組織、機構につきましてはの報告は、以上でございます。

【合志議長】

ただ今、事務局より「新市の行政組織及び機構の取扱い」につきまして説明申し上げましたが、この組織及び機構の構築に当たりまして、私ども1市4町の首長が、特にウェイトを置いて協議してまいりましたことを付け加えさせていただきます。

ご承知のとおり、今回の1市4町の合併により、新「山口市」は730.23平方キロメートルという県内最大の市域を有することとなります。またこれまで、1市4町それぞれの地域性や歴史などの背景により、各団体で個性を活かした独自の制度や事業を展開してきておるところでございます。行政組織の構築に当たりましては、これらの諸事情を念頭に、新市への円滑な移行とともに、より早い新市民の一体感の醸成、またバランスのあるきめ細やかな市民サービスの提供と地域振興を図る行政施策を展開することを命題に取り組んでまいりました。

そのため、行政組織においても、これに対応する体制の整備が求められることから、先ほど、事務局が申し上げましたが、総合支所長に本庁の部長と同等の職務権限を付与することにしました。また、総合支所長は、市議会本会議においては参与員となるとともに、市の最高方針や重要施策を協議する政策会議の構成員とするなど、総合支所機能の充実を図ることに努めてまいりました。

しかしながら広大な市域、また性格を異にする1市4町の現況の中で、新市の建設計画を円滑に執行するためには、本庁各部局の持つ機能と総合支所の持つ機能を縦横断的に運営しなければならないと考えられることから、この対応にあたりましては、市長のトップマネジメントを補佐する助役についても、例えば、総括助役、地域振興助役の2人制を導入することにより、目配り、気配りの利く体制が望ましいのではないか、という考え方で1市4町の首長が一致しているところでございます。当然、この件につきましては、新市長の判断することとなりますが、現段階では、1市4町の首長間では、そういう方向性が望ましいとする認識でおるところでございます。

以上で、報告第24号「行政組織及び機構」についてご説明を終わりますが、ご意見ご質問があればお願いいたします。

(質疑なし)

【合志議長】

よろしいでしょうか。

それでは、特にないようでございますので、報告第24号を終わります。ちょっと、暫時休憩いたします。

[午後2時45分～午後2時55分 休憩]

【合志議長】

それでは会議を再開いたします。それでは続きまして、報告第25号「新市における公共施設の名称」につきまして事務局から説明をお願いいたします。

【児玉総務課長】

それでは、報告第25号「新市における公共施設の名称」についてご報告いたします。会議資料のほうは15ページでございますが、こちらのほうは、先ほど申し上げましたけれども、**資料4**のほうの説明が中心となりますので、そちらのほうをご覧いただきたいと思います。

資料4のまず1ページでございます。新市における公共施設の名称につきましては、基本的調整方針を定めまして、各市町及び幹事会等において協議を行い、その概要についてご報告をするものでございます。まず、1ページにも基本的な調整方針を挙げておりますけれども、2点ございます。1点目は、類似の施設はできるだけ統一し、地域名称等を加え、施設の所在地がある程度、明確になるようにするというところでございます。それから2点目でございます。名称等を変更する場合は、過去の経緯等もございまして関係で、各市町の意向に配慮し、変更するというものでございます。

次に、個別の具体的な調整でございますけれども、昨年9月11日の第1回合併協議会で、資料のほうを提示しておりますけれども、「財産及び公の施設の取扱い」の「公の施設」。この資料を基に、追加修正等を加えて、検討を行っております。さらに、住民の利用等の状況により、主要なものを2ページ以降に一覧表で整理したものでございます。

それでは、2ページから7ページにかけて、現在の施設名称とそれから合併後の施設名称を比較した資料について、ご覧いただきたいと思います。名称の変更の表示につきましては、基本方針及びそれから一覧表の最後の7ページにお示ししておりますけど、名称の変更が全くないものにつきましては『一』、名称の最初の冠部分、例えば山口市立とか、小郡町とかいう冠部分の市町の名称のみの変更につきましては『△』で表示、それから、それ以外の変更につきましては『○』と大きく三つに分けて表示しております。

それでは、一例をとって具体的な説明をいたします。3ページでございます。社会福祉施設の部分で説明いたします。まず保育園でございます。保育園につきましては、今こちらのほうに1市4町で14箇所ございまして、類似の施設は、地区名称等をつけて施設の所在場所がある程度明確になるようにというなかたちで調整を行っております。まず1番の「山口市立山口保育園」につきましては、現行名称と、それから合併後の施設名称については、そのまま変更がないということで、名称変更の欄をご覧いただきたいんですけど、これにつきましては『一』で表示しております。

それから保育園の8番目「小郡町立上郷保育園」でございます。これにつきましては、『小郡町立』の部分が『山口市立』に変更になったものでございます。それからさらに山口市立に小郡をさらに付けて「山口市立小郡上郷保育園」ということにしております。最初の冠部分以外の変更があるため、名称変更の欄につきましては『○』で表示をしております。以降、太字の部分で記載しているものにつきましては、変更をかけたものでございます。

それから、10番目の「小郡町立小郡保育園」でございます。これにつきましては、「山口市立小郡保育園」ということで、『小郡町立』の部分が『山口市立』に変わただけでございます。これについては冠の市町名部分の変更となるため、名称の変更の欄につきましては『△』で表示をしております。

それから、11番目「秋穂町立黒瀉保育所」です。これにつきましては、最後の『保育所』を『保育園』というかたちで名称の統一をしております。保育園につきましては『保育所』となっているところにつきましては、『保育園』で全部統一をしております。これにつきましても、冠の市町村の名称以外の変更となりますので、名称変更の欄は『○』としております。

そういったような例示で今この表をご覧いただきたいと思いますが、それぞれ2ページからまず、庁舎の関係でございますけれども、これにつきましては、冒頭の括弧の網掛けをしておりますけれ

ども、庁舎等につきましては、「山口市〇〇支所あるいは出張所」等で統一をすることとしております。

それから、4ページでございます。公営施設、これも冒頭のところで記載をしております、網掛けを括弧書きで掲載しておりますけれども、「〇〇市営住宅あるいはアパート、あるいは〇〇改良住宅、あるいは〇〇特定公共賃貸住宅」、こういったところで統一をしたものでございます。

それから、5ページにつきましては、教育施設でございますが、これにつきましては、幼稚園、小学校、中学校について、「山口市立〇〇幼稚園、あるいは小学校、中学校」で統一をしたものでございます。

それから、7ページでございますけれども、環境施設の公営墓地につきましては、「山口市営〇〇墓地あるいは霊園」等、そういったかたちの中で統一をしていったものでございます。

なお、今回、先ほど即時施行条例あるいは暫定施行条例、例規の整備を行っておりますけれども、一応今回、公共施設の名称につきましては、合併後の施設名称を例規等に反映させていく予定でございます。

以上で、新市における公共施設の名称についての報告とさせていただきます。

【合志議長】

ただ今、説明がございました、報告第25号「新市における公共施設の名称」について、ご意見ご質問があればお願いいたします。

【氏永東光委員】

最終ですから、もう端的に申し上げまして、一点だけ要望ということで申し上げておきたいと思っております。今、確かに公共施設の名称については、歴史的背景あるいは社会的背景の中で決められて、苦心の作であるというふうに十分評価はしております。

しかし、中には時間的制約等々の中で、少し一工夫いるのではないかという名称も見受けられるところでございます。そこで、地区の早くわかる施設の名称にするとか等々いろいろの一工夫の中で、もう現在では、これで私もいいとは思いますが、新市にこの中で強く要望して、この名称のさらなる正鵠さを求めていって欲しいということで、この名称の見直し等も、より市民にわかりやすいということで、見直し等も新市になって十分配慮していただきたい、これを強く要望しておきます。以上で終わります。

【合志議長】

要望意見ということで、よろしゅうございますね。他にございませんでしょうか。

それでは、報告第25号は終わります、続きまして、報告第26号「山口県央部1市4町合併協議会の廃止」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【杉山総務班長】

報告第26号「山口県央部1市4町合併協議会の廃止」についてご説明いたします。会議資料は16ページになります。

昨年8月23日に設置いたしました当協議会では、本日の第6回協議会の開催をもちまして、協議会の開催は最後とさせていただきますこととなります。現在、来る10月1日の新「山口市」誕生に向けて、協議会の委員さんにご協議いただきました協議結果に基づき、新市への移行が円滑に実施できますよう1市4町の職員及び合併準備室職員一丸となって、取り組んでおりますが、当協議会も1市4町がなくなります9月30日をもちまして廃止ということになります。この協議会の廃止につきましては、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決を経て、県知事へ届け出るようになっておりますので、1市4町の9月議会において提案していただくように、今お願いをいたしておりますことをご報告いたします。また、併せまして「山口県央部1市3町合併協議会」及び「山口県央部合併協議会」の廃止も9月議会で提案していただくように、お願いしておりますことを申し添えておきます。

以上でございます。

【合志議長】

ただ今、説明のありました、報告第26号「山口県央部1市4町合併協議会の廃止」について、ご意見ご質問ありますでしょうか。

(質疑なし)

【合志議長】

ないということでございます。

続きまして、会議冒頭、事務局のほうから説明いたしましたが、追加の報告事項がございます。本日、資料を委員さんの机の上にお配りしておりますが、報告第27号として「山口市長職務執行者」につきまして、ご報告をさせていただきます。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【杉山総務班長】

報告第27号「山口市長職務執行者」についてご説明申し上げます。

合併関係市町村の首長は合併の日の前日に失職いたしまして、合併当日から首長が選出されるまでの新市では首長が不在となります。この間、新市の行政運営に支障をきたすことがないように、地方自治法施行令第1条の2において新市の首長が選出されるまでの間、首長の職務執行者を合併関係市町村の首長の中から選定することになっております。

本協議会におきましても、首長さんに集まっておきまして、あらかじめ新市の首長の職務執行者を選任するために協議を行ってまいりました。そしてお手元に協議書の写しをお配りしておりますが、昨日の8月24日に新市の職務執行者に飯田宏史阿知須町長さんをお願いすることに決まりましたので、ここにご報告をさせていただきます。

なお、任期のほうは「山口市の設置の日から新市長が選挙されるまでの間」となっております。以上でございます。

【合志議長】

ただ今、説明のありました、報告第27号「山口市長職務執行者」について、ご意見ご質問がありませんでしょうか。

(質疑なし)

【合志議長】

ないようでありましたら、新しい山口市の市長職務執行者に決まりました飯田宏史阿知須町長さんに、ひと言ご挨拶をお願いしたいと思います。

【飯田副会長】

ひと言ご挨拶を申し上げます。ただ今、合志会長からご報告がありましたとおり、地方自治法施行令の定めるところにより、1市4町の首長が協議し、不肖、私が山口市長職務執行者に選定をされました。身に余る光栄であります。全力を尽くして、職務を全うしたいと思います。皆様方のご指導ご鞭撻をよろしくお願いを申し上げまして、ご挨拶といたします。ありがとうございました。

【合志議長】

ありがとうございました。それでは、報告事項は終了いたしまして、会議次第の4「その他」に入ります。委員の皆様から「その他」ということで何かございますでしょうか。特にないようであれば、事務局からありますか。事務局もないようでありますので、以上で、本日審議する事項は終了いたしました。

先ほど報告事項でもございましたが、当合併協議会は来月の30日をもって廃止となります。また委員の皆様がこうして顔を会わせます会議としての合併協議会は、本日が最後でございます。1市4町の協議会といたしまして、ちょうど1年でございますが、2市4町のときからいたしますと約2年半もの間、委員の皆様には、新「山口市」の誕生のためにご尽力をいただきまして、ありがとうございます。

それでは最後に、会長・副会長であります私たちから、ご挨拶を申し上げたいと存じます。

【合志会長】

それでは、会長からまずご挨拶をさせていただきます。本当に、この合併協議会の副会長の皆さん、

また委員の皆様方に本当にお世話になりました、ありがとうございました。

委員の皆さん、振り返られますとそれぞれ、この合併協議を通してのいろんな思いが浮かび上がってくるのではないかなと思うわけでございます。2市4町の時から振り返りますと、最初は飯田町長さんが、阿知須町が、この県央部を選んでいただいたという、このことが本当によかったなと思ったところでもあります。それから、合併協議が始まりまして、小郡岩城町長さんが駅名変更を決断されまして、のぞみが停車するようになったと、これがまた弾みをつけたなという思いがあります。また、いろんな難しい協議を積み重ねていったわけではありますが、秋穂の藤生町長さんにおかれましては、その節目節目でいつも建設的な方向に議論をリードしていただいていたなという思いがあります。そしてまた、徳地の伊藤町長さんには、よくぞ徳地町の町民の総意をまとめて、1市4町の合併を実現していただいたなという思いがございまして。それぞれ首長、ある意味で自分たちの首を掛けて、この県央合併に取り組んでまいりました。

また、合併協の委員の皆様方も、本当にお忙しい日々の中にありまして、より良い県央合併を実現するという事で、本当に熱心な協議または様々な議論を積み重ねてきていただきましたことに、心から感謝申し上げたいと思います。また、この合併協議をご議決いただきました議会、議員の皆様方にも心から感謝申し上げたいと思いますし、この10月1日の合併実現のために、いろいろご尽力ご貢献いただきました関係者全ての皆様方に心から感謝申し上げたいと思います。

この10月1日に1市4町の合併が実現いたしますが、この10月1日合併が実現する、合併はまだ途上であると考えております。それは言うまでもなく、さらに30万都市、そして50万都市という将来の一つの展望を持った、私は合併である、そういう意味におきまして途上であるというふうに言えると思います。それからまた、この1市4町の合併自体もまだ半ばであって、これを完成していく、そういう意味において途上であるというふうに思っております。

まずは、この10月1日に誕生いたします新市が、合併して良かったという結果を出してこそ、次のステップに進むことができます。そういう合併にしていく責任が、この1市4町の合併協議会を構成していただいた委員の皆さん、われわれにはあると思っております。10月1日に、本当にある意味で県民の悲願にも答えるかたちで、県央部1市4町の合併が実現いたします。これはまた、よりよい合併として実現していくために、合併実現後も委員の皆様のそれぞれのご尽力ご協力を心からお願い申し上げまして、そしてまた重ねて、これまでのご貢献、ご協力、ご尽力に感謝申し上げまして、合併協議の会長としてのご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

【飯田副会長】

副会長を務めさせていただきました阿知須の飯田でございます。平成15年の3月8日に第1回の県央部合併協議会が開催をされまして、今日まで2年半でございます。この間、2市4町関係17回、1市3町関係で2回、1市4町関係で6回、計25回の合併協議が重ねられ今日を迎えたわけでございます。振り返ってみますと実に感慨無量であります。委員の皆様には本当にご苦労さまでした。お世話になりました。ありがとうございました。

協議会は本日をもって閉会ですが、9月30日には廃止となります。しかし10月1日には新市が誕生いたします。そして、新市の元気なまちづくりを目指す第一歩が始まるわけでございます。共に手を携えて頑張りたいと思います。皆様方のご活躍に、強く期待をいたしております。終わりになりましたが、合志会長を始め事務局の皆さんには大変お骨折りをいただきました。心から感謝を申し上げまして、ご挨拶といたします。ありがとうございました。

【岩城副会長】

副会長を務めさせていただきました小郡町長の岩城でございます。法定合併協議会、最終回ということで皆様から心からお礼を申し上げます。私は、皆さんご承知のとおり、市町村合併を推進するという事を公約に掲げ、町長選に出、1期と3か月半で職務を終わるわけでございますけれども、この悲願でありました合併が成就するという事、本当にうれしく思っております。それも今回ここにおいでの皆様方の熱い思いの法定合併協議での議論の集結があつてこそというように思っております。

2年半前を振り返りますと、非常に不安も多かった、果たして本当に合併ができるんであろうかという気持ちがありましたけれども、2市4町から1市3町、1市4町に変わってまいりまして、そんな時に本当に1市4町になってからは、この協議会も“あうん”の呼吸が出てきたように思います。“あうん”の呼吸と申しますのは、それぞれの地域の損得や人を疑ったり、馬鹿にしたりということじゃなしに、心から地域を思いやる気持ちが皆様の発言となって、今回のこういった成果になってきたと思います。

もちろん法定合併協議会の皆様はもちろんのこと、合志会長さんまた各町長さん方もお互いに仲良く手を取り合って、一生懸命すばらしいまちをつくっていかうという心が一致をした賜物であろうと思います。合併はこれで終わりの目的ではございません。皆様ご承知のとおり、方法論でありまして、新市建設計画がスムーズに遂行されて、皆さんがこれまで協議して、望んできたすばらしい県都ができることによって、はじめてこの成果が出てくるというふうに思います。

私を含め、皆様方もそれぞれの地域に帰られまして、今回のこの法定合併協議会の積み重ねをしっかりとご認識をいただいて、ご理解をいただいて、また理解者をたくさん増やしていただいて、すばらしいまちづくりにさらに貢献をしていただけたらというふうに思います。最後になりますけど、本当に心から皆様に感謝を申し上げ、ご挨拶に代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

【藤生副会長】

同じく副会長を務めさせていただきました秋穂町長の藤生であります。まずは、この2年数か月、法定協の皆様方をはじめ、それぞれの地域の議会の方々、大変なご尽力を賜りましたことに対しまして、まずもって厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。

当初はそれぞれの地域の温度差、特に私どもの町は合併という経験がありません。そういう中で地域の温度差があったのも確かであります。しかしながら、時代の流れと言いますか、そういう状況下の中で、合併という選択肢を選んだわけでありまして、そういう中で2市4町、1市3町、最終的にはこの1市4町で、とりあえず前に進もうという強い意志の下に、それぞれの委員の皆さんなり、それぞれの議会の皆さん方のご尽力によりまして、今日ここまでたどり着くことができたというふうに思っています。

先ほど、会長のほうの挨拶もありましたが、これで終わりではありませんで、新しいスタートをするわけでありまして、まだまだ発展途上でありまして、一番大事なことは、早く新しい市のそれぞれが一員となるということで、一体感を早くつくるといふことだと思います。そういう意味で、官から民へということが流行言葉であります。まずは組織機構であります職員の皆さん方にまずは、早く一体感を持ちそして、新市建設計画に沿って、新しいまちにスムーズに発揮できるようにお願い申し上げたいというふうに思います。

大変長い座でありましたが、お世話を掛けましたことをあらためて御礼を申し上げまして、挨拶いたします。ありがとうございました。

【伊藤副会長】

最後の合併協議会ということで、ひと言ご挨拶させていただきます。まず、1市4町の合併協の皆様、そして1市4町のそれぞれの議会の皆様、また今回の合併に関して多く関わられた市民町民の皆様方、そして具体的な事務事業に関わった職員の皆様方に、厚くお礼を申し上げます。

徳地町は、先ほど合志会長さんからお話しがありましたように、2市4町が休止後、1市3町が先に法定協ができて、後から参加をさせていただきました。その間、住民投票もありまして、大変皆様方にもご心配をおかけをいたしました。この10月1日に新市になるわけでありまして、陸上競技で言いますと、ちょうど今日真ん中に白い線がありますが、今からスタートラインに着くわけでありまして、1市4町のそれぞれの地域の特色を活かしながら、1市4町の新しい市民が一丸となって輝く、そして元気のある新市を建設していくことが大変重要であろうと思っておりますし、やはりまた早い時期での30万中核都市もつくる必要があると思っております。その中で、今後とも皆様方によりしくお願いいたしますとともに、今までのご労苦に対しまして、あらためてお礼を申し上げまして、終わりの挨拶とさせて

いただきます。この度は本当にご苦勞さまでございました。

【合志議長】

委員の皆さん方からも是非、こういうことを申し上げておきたいということは、よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。以上で合併協議会、終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

[午後3時30分 閉会]

会議の経過を記載し、その内容に相違のないことを証するため、ここに署名する。

署 名 委 員 吉 松 米 雄

署 名 委 員 山 口 富美子